

第2回総会を開催します!!

- と き 3月31日(土) 午後1時30分～
- と ころ 新穂トキのむら元気館 ホール
- 内 容
 - ・平成29年度事業報告及び収支決算について
 - ・平成30年度事業計画及び収支予算(案)について

～地域のみなさん ご出席ください～

新穂地域づくり協議会は、皆さまのご支援とご協力により、集落の活動支援事業及び地域全体の活性化事業に取り組んでまいりましたが、お陰さまをもちまして第2回総会を開催する運びとなりました。

「住む喜びと誇りを抱き 人と地域が輝く新穂を みんなでつくる」ため、地域の皆さんも、ぜひ総会にご出席くださるようお願い申し上げます。

平成29年度の主な事業実績【決算額：1,613千円】

活動日数：延べ 65日
参加人数：延べ 1,150人

1. 自治会活動保険への加入
2. 集落活動助成
3. 協議会HPの開設 (閲覧者数：300人程/月)
4. 新穂地域づくり通信の発行 (発行回数：8回)
5. 防災円卓会議の開催
6. 新穂地区防災ガイド(地区防災計画)の策定及び佐渡市への提案
7. 新穂ダム桜の保全活動の実施
8. 春駒&のろまん人形上演会の開催
9. EC2017 新穂地区イベントの開催
10. 夏まつり、トキタ映え市への協力・支援
11. 地域に根ざした小さなビジネス起こし(3-biz)講座の開催
12. 島外小中学校の修学旅行受入れ (1校) など

平成30年度の主な事業計画(案)【予算額：2,617千円】

平成29年度事業に加えて、新たに次の事業に取り組みます。

1. 外来植物問題の啓発
セイタカアワダチソウなど外来の植物について、地域住民から知ってもらうためのチラシを作成し配付します。
2. 新穂地区防災ガイド(地区防災計画)の普及啓発
地域の防災力を高めるため、説明会等を開催します。
3. 県や市等と連携した新穂地区合同防災訓練の実施
災害時に新穂地区防災ガイドに定めた防災活動を実施できるよう、佐渡市等と合同で地区防災訓練を実施します。
4. 災害時協力井戸の募集・登録
災害が発生し、水道の給水が停止したとき、近隣の方々に生活用水(飲用以外)として、井戸水を無償で提供していただける井戸を「災害時協力井戸」として登録する取り組みを進めます。(目標：各集落1災害時協力井戸)

など

新穂地区防災ガイド(地区防災計画)が 佐渡市地域防災計画に位置付けられました

災害対策基本法の規定に基づき佐渡市防災会議会長(佐渡市長)に提案をした新穂地区防災ガイド(地区防災計画)が、佐渡市地域防災計画に位置付けられました。

今後は新穂地域の防災力を高めるため「新穂地区防災ガイド」を普及啓発するとともに、災害時に実際に防災ガイドに定めた防災活動が実践できるよう、佐渡市等と連携した「地区合同防災訓練」等を実施する計画です。

NiiBC Community Disaster Management Plan 新穂地区防災ガイド



2017年11月



新穂地域づくり協議会
会長 城野 忠彌 様

佐防第 380 号
平成30年2月16日



佐渡市防災会議会長
佐渡市長 三浦 基裕



地区防災計画の計画提案に係る審査結果について(通知)

平成29年12月4日付「地区防災計画提案書」による貴地区の地区防災計画の提案について、平成29年度佐渡市防災会議にて審議した結果、下記のとおりでしたので通知いたします。

記

1. 災害対策基本法第42条の2第3項の規定に基づき、佐渡市防災会議で承認を得て、平成30年2月7日付で佐渡市地域防災計画に「新穂地区防災ガイド(地区防災計画)」を定めました。
2. 災害対策基本法第42条の2第5項の規定に基づき、「新穂地区防災ガイド(地区防災計画)」に従い、防災活動の実施に務めますようお願いいたします。

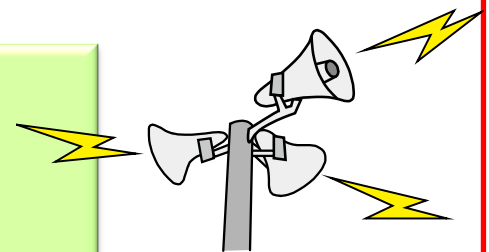
新穂地区合同防災訓練実施計画(案)について

新穂地区防災ガイド(地区防災計画)に規定する「地区合同防災訓練」を実施するため、自主防災会をはじめ県佐渡地域振興局、佐渡市等の関係機関が参加して、「新穂地区合同防災訓練実施計画(案)」を策定しました。

- 日時 平成30年6月3日(日) 午前8時30分～
- 場所 佐渡市新穂地区全域、トキのむら元気館
- 主催 佐渡市、新穂地域づくり協議会(主管:生活安心部会)
- 協力 新潟県佐渡地域振興局地域整備部 治水課、砂防課
- 主に想定する被害

梅雨前線が活発化し、佐渡地方を中心に豪雨が発生。これに伴い、新穂地区において洪水による河岸の決壊や堤防の越水が発生するとともに、土砂災害が複数同時に多発。(一部集落では、大規模地震を想定します。)

- 主な訓練内容(参加者:自主防災会、消防団、民生委員児童委員 外)
 1. 各集落の自主防災会が決めた避難集合場所(集落公民館等)への一時避難訓練(隣近所への声掛け・安否確認など)
 2. 指定緊急避難所である「トキのむら元気館」への集団避難訓練
 3. 一定期間避難生活をしなければならない場合を想定した避難所の開設・運営訓練



新穂地区7箇所全てのサイレンが吹鳴

